

## 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 恵庭市まちづくり基本条例（平成 2 5 年条例第 3 0 号。以下「基本条例」という。）

第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、基本条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うため、恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、社会情勢の変化等を勘案し、基本条例の適合状況等について幅広い視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

## (組織)

第 3 条 委員会の委員は、1 3 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 基本条例制定時において選任された公募市民
- (3) 公募市民（市外からの通勤者及び通学者を含む。）
- (4) 恵庭市職員

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から検討の結果を市長に報告した日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理し、会議を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償費及び交通費)

第7条 委員に支給する報償費及び交通費は、次の表のとおりとする。

報償費	日額6,000円	
交通費	鉄道賃	上級の運賃又は実費
	車賃(1キロメートルにつき)	20円

備考 行程4キロメートル未満の場合には、車賃は支給しない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則公開するものとする。ただし、委員長が会議に諮り決定した場合は、一部非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第9条 委員会は、会議終了後速やかに公開した会議の会議録を作成し、会議の資料とともに公表するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から実施する。